

産後ケア事業について

出産後のお母さんや赤ちゃんが安心して過ごせるようにサポートします。

体調が良くない、授乳がうまくいかずつらい、赤ちゃんのお世話がわからない、自宅での子育てを手伝ってくれる人がいなくて不安などの場合、保健センターにご相談ください。

●対象者

・阪南市の住民基本台帳に記録されている出産後1年未満の産婦及び乳児であり、産後ケアを必要とする方（施設により月齢上限があります）。

※産婦には、流産や死産に伴うケアが必要な場合等で、母体管理、乳房相談、心理的なケアが必要な女性（以下「産婦のみ」という。）を含みます。

※以下のいずれかに該当する場合は、利用できません。

- (1) 産婦及び乳児のいずれかが感染症疾患に罹患している方
- (2) 産婦に入院加療の必要がある方
- (3) 産婦に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある方



●ケア内容

- ・お母さんへのケア（母体の管理（乳房ケアを含む）、心理面のケア、生活面の指導、休養）
- ・赤ちゃんへのケア（発育及び発達の確認、沐浴又は清拭）
- ・育児に関する相談及び指導、授乳及び沐浴の方法の指導、家庭における育児に関する相談及び指導、その他必要な保健指導

※上記以外のケアを利用された場合は別途自己負担が必要となります。

●利用者負担金

	食事	利用者負担金（令和8年度）※		利用回数
		住民税課税世帯の方	生活保護受給者・住民税非課税世帯の方	
ショートステイ（宿泊） 原則午前10時～翌日午前10時	3食	1泊2日：4,000円 (多胎児加算：600円)	1泊2日：2,000円 (多胎児加算：300円)	合わせて 7回まで (ショートステイは 1泊2日で 1回とする)
デイサービス（日帰り） 原則午前10時～午後7時	2食	1日：1,900円 (多胎児加算：290円)	1日：950円 (多胎児加算：150円)	

※利用者負担金は利用施設でお支払いください。（年度により負担金額が変わる場合があります。）

※多胎児加算は2人目以降、人数に応じて加算します。

●利用方法

- ・阪南市こどもすこやかセンターへ事前申請（原則、利用希望日の5開庁日前まで）が必要です。
- ・申請後、審査があります。

●利用施設

・原則は大阪府が締結する産後ケア事業集合契約に参加する医療機関

※詳しくは、阪南市こどもすこやかセンターまでご相談ください。



【お問合せ先】阪南市こどもすこやかセンター
TEL：072-489-4509